

広島文教大学教育学会

令和6年度総会行事資料

令和6年5月22日（水） 14：05～15：35

広島文教大学2号館大講義室

- 1 令和5年度活動報告
- 2 令和5年度決算報告
- 3 広島文教大学教育学会規約並びに研究支援に関する内規
- 4 『広島文教教育』発行形態及び投稿・執筆規程 改正案
- 5 令和6年度役員
- 6 令和6年度活動方針並びに活動計画
- 7 令和6年度予算

1 令和5年度活動報告

- (1) 広島文教教育第38巻発行
- (2) かわらばん第24号発行
- (3) 令和5年度広島文教大学教育学会総会の実施
- (4) 第37回研究発表大会の実施

2 令和5年度決算報告

▼令和5年度決算

【収入の部】

項目	R4決算	R5予算	R5決算	備考
学生会費 学部生	279,000	326,000	249,000	1年163人2年72人・3年132人・4年131人
学生会費 院生	0	0	0	所属者なし
一般会費	26,000	24,000	34,000	教員23人+学外3名+2014-2022分会誌郵送分8,000円
10年会費	70,000	1,000,000	20,000	令和5年度卒業生2名
広島文教大学教育学会基金	2,000,000	0	12,610	教育2期生からの寄付
利子その他	26	0	285	
前年度繰越金	475,759	1,202,093	1,202,093	
合計	2,850,785	2,552,093	1,517,988	

【支出の部】

項目	R4決算	R5予算	R5決算	備考
学会誌印刷費	1,058,750	850,000	1,039,940	文教教育38巻
学会誌郵送費	152,587	150,000	145,847	
10年会費再案内郵送費	15,276	10,000	14,546	
総会開催費	0	5,000	3,618	5月開催
研究大会開催費	63,970	80,000	57,912	10月開催
研修会費	0	10,000	0	
研究支援金	57,424	400,000	0	
事務費	58,069	20,000	10,208	封筒、手数料等
教育学会文庫	11,616	30,000	0	
かわらばん	231,000	200,000	220,440	
かわらばん出張費	0	0	0	
予備費	0	0	0	
合計	1,648,692	1,755,000	1,492,511	

収入合計 1,517,988円 - 支出合計 1,492,511円 = 次年度繰越金 25,477円

上記の件について相違ありません。

令和5年度会計監査

上利 学

3 広島文教大学教育学会規約並びに研究支援規程制定

広島文教大学教育学会規約

第Ⅰ章 総 則

第1条 本会は、広島文教大学教育学会と称す。以下本会と言う。平成31年4月より男女共学に移行し、広島文教大学に名称を変更したことに伴い、団体の名称を広島文教女子大学教育学会から広島文教大学教育学会に変更した。

第2条 本会は、広島文教大学人間科学部初等教育学科、教育学部教育学科に関係する会員が、会員相互の緊密な連絡を保ち、教育に関する研究活動、情報交換、その他の諸活動を通じて、会員の教育研究及び教育実践についての研鑽・理解並びに会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第3条 本会の設立年月日は昭和60年12月26日とする。

第4条 本会は、事務局を広島県広島市安佐北区可部東1丁目2番1号における広島文教大学教育学部教育学科内に置く。事務所の所在地と団体の所在地は同一とする。

第Ⅱ章 組 織

第5条 本会の会員は、広島文教大学人間科学部初等教育学科、教育学部教育学科の学生・卒業生、同大学院人間科学研究科教育学専攻の院生・修了生、広島文教女子大学短期大学部幼児教育学科の卒業生、教職員、及び本会の趣旨に賛同の者をもって構成する。

第6条 本会には次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名（学生，教職員各1名）
3. 運営委員 若干名
4. 会計 2名（学生，教職員各1名）
5. 会計監査 1名

第7条 役員は、総会において選出され、任期は原則として1年とする。但し、再選を妨げない。なお、役員の選出に関しては別に内規を定める。

第Ⅲ章 活 動

第8条 本会は、その目的を達成するために、次の諸活動を行う。

1. 学会誌『広島文教教育』，機関誌『かわらばん』の発行
2. 研究発表会，講演会の開催
3. その他，必要と認められる事業

第Ⅳ章 総 会

第9条 本会は、年1回の定例総会と、必要に応じて臨時総会を開く。

1. 総会は会長が召集する。
2. 議事は出席者の過半数をもって賛否を決定する。
3. 本会規約の変更ある場合は、総会によってこれを議する。

第V章 会 計

第10条 本会の会費は、年額1,000円とし、学年初めに納入する。但し、学生会員の会費は年額500円とする。

第11条 本会の経費は、会費及び寄付金、補助金、臨時会費をもってこれにあてる。

付則 本規約は、昭和63年4月16日をもって効力を発する。

付則 本規約は、令和元年5月31日をもって効力を発する。

広島文教大学教育学会研究支援に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、広島文教大学教育学会規約第2条に基づき、広島文教大学教育学会会員の研究活動の充実を図るための研究支援制度を設け、この制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 研究支援制度として、次のことを行うものとする。

(1) 研究費の支援

(2) 講演会及び研究会（研修のためのワークショップ等を含む）開催の支援

(応募資格)

第3条 研究支援制度に応募することができる者は、広島文教大学教育学会規約第5条に定める会員とする。ただし、会員資格は有するものの会費未納者については除くものとする。

(募集等)

第4条 募集は、毎年6月に行い、所定の手続を経て、8月に決定通知するものとする。

(応募者の申請)

第5条 研究支援を希望する者は、研究費支援等申請書（様式1）（以下「申請書」という。）に所定の内容を記載した上で、会長に申請するものとする。

(研究員の決定)

第6条 会長は、申請書を受理したときには、研究支援審査委員会（以下「委員会」という。）に諮り、被採択者（以下「研究員」という。）を決定するものとする。

(委員会)

第7条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、会長に答申するものとする。

(1) 本内規第2条に関する事項に関し、研究員の決定、期間延長、取り消し及び支援研究費の返還に関する事項

(2) その他必要な事項

第8条 委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

(1) 会長

(2) 副会長

(3) 会長が指名する者若干名

第9条 委員は、会長が委嘱する。

第10条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

第 11 条 委員会に、委員長を置き、会長をもって充てる。

第 12 条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を行う。

第 13 条 委員会は、必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
(支援研究費の支給)

第 14 条 研究員には、10 万円を上限として、支援研究費を支給するものとする。ただし、次の者については、支援研究費は支給しないものとする。

(1) 第 16 条の規定により、研究期間を延長した者

(2) 外部資金を得て研究を行う者

(研究期間)

第 15 条 研究支援制度による研究支援期間（以下「研究期間」という。）は、4 月 1 日に始まり、1 年間とする。ただし、特別な事情がある場合は、この期間を 1 年間延長又は短縮することができるものとする。

(研究員の責務)

第 16 条 研究員は、研究期間終了後 6 カ月以内に研究経過報告書を会長に提出し、かつ、2 年以内に『広島文教教育』に、研究成果を公表しなければならない。なお、研究期間を 1 年間延長した場合も、初年度終了後 6 カ月以内に研究経過報告書を、会長に提出しなければならない。

(研究期間の延長)

第 17 条 研究員は、特別な事情がある場合には、研究期間が終了する 1 カ月前までに、延長申請書を、会長あてに提出できるものとする。

第 18 条 会長は、委員会の議を経て、研究期間延長の可否を決定するものとする。

(取消し)

第 19 条 会長は、研究員が病気その他の事由により、研究員としての目的を達成することができないと認める場合は、委員会の議により、当該研究員に対して採択の取消しをすることができるものとする。

(支援研究費の返還)

第 20 条 研究員は、前条の規定により採択の取消しを求められた場合は、会長の決定した額の支援研究費を返還しなければならない。

(1) 会長は、第 16 条の規定に違反した者に対し、すでに支給した支援研究費の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

(2) 研究員が研究期間の途中で自己都合により退会する場合は、支給を受けた支援研究費の全額を返還するものとする。

(細則)

第 21 条 この規程に必要な事項は、会長が別に定める。

(事務処理)

第 22 条 この規程に関する事務は、広島文教大学教育学会事務局が行う。

附 則

この規程は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

4 『広島文教教育』発行形態及び投稿・執筆規程 改正案

①令和6年度より、発行形態を紙媒体の冊子から、PDFのデータ版へと移行する。

理由：学会財政の悪化による

②投稿・執筆規程を現状に適したものへと変更する。以下、改正案

広島文教教育 投稿・執筆規程（案）

1. 発行について

- (1) 『広島文教教育』（以下、本誌）は、広島文教教育学会（以下、本会）が発行する会誌である。
- (2) 本誌の発行は、広島文教教育学会に所属する会員による研究、実践報告などを掲載し、会員相互の知見の共有及びその深化を図ることを目的とする。

2. 投稿資格

- (1) 本誌への投稿は、原則として、本学会の会員および本学会の会員との共同研究者に限る。ただし、会長および編集委員会が適当と認めた者については、この限りでない。
- (2) 投稿できる論文数は、原則として主執筆者となる論文1編（単著論文または共著論文）とするが、条件付きで2編（単著論文1編と主執筆者ではない共著論文1編、または主執筆者ではない共著論文2編）までとする。

3. 投稿原稿の種別

本誌が受け付ける投稿原稿は以下の通りとする。ただし、本学会研究助成の実施報告や特集論文など、編集委員会が特に指定したものについては、この限りではない。

- ・研究論文
- ・研究実践報告
- ・その他、編集委員会が認めたもの

4. 投稿原稿について

投稿の公平を期し円滑に進めるため、以下を厳守すること。

- (1) 研究論文及び研究実践報告は、未発表のものに限る。
- (2) 22字×45行の2段組み（余白は上下15mm、左右20mm）、A4判、図表も含め10枚以内。
※1ページ目は、冒頭に主題・副題・氏名（脚注にて1ページ目下部に所属を記載）を1段組で記載し、その下から、1行あたり22文字で2段組にして本文を記述すること。2ページ目以降は、22文字×45行の2段組で記述すること。本文の大きさは10.5ptとし、余白は上下15mm、左右30mmとすること。
- (3) 引用文献および参考文献は、論文の最後に、引用の順および著者名のアルファベット順に一括し、記述は以下の順序を原則とする。また、本文中に引用する場合は、著者名及び出版年のみを記載する。

- ① 単行本の場合：著（編）者、出版年、書名、出版社

② 雑誌の場合：著者、発行年、論文表題、雑誌名、巻・号、ページ

- (4) 原則横書きとし、Microsoft Word 等のワープロソフトを使用する。図表、写真等は白黒印刷とする。
- (5) 原則として数字は算用数字を用い、計量単位は国際単位系を用いる。
- (6) 投稿原稿に使用する言語は、原則として日本語もしくは英語とする。
- (7) 投稿原稿に使用する言語が日本語の場合には、タイトルと著者名を英語で併記する。
- (8) 投稿原稿の種別は、投稿時に投稿者が編集委員会へ申し出ること。
- (9) 原稿は完全原稿とする。

5. 投稿申し込み、締め切り、編集について

- (1) 編集は広島文教教育学会編集委員会が行い、印刷の体裁は編集委員会に一任される。
- (2) 投稿申し込みと原稿提出は、最終締め切りまでに Word ファイルにて広島文教教育学会事務局（sgakkai@h-bunkyo.ac.jp）へ電子メールで送信する。
- (3) 投稿は通年行えるが、最終締め切りは毎年1月末日とする。
- (4) 執筆者による校正は1回とし、原則として執筆者の責任校正とする。
- (5) 執筆者に対しては、抜き刷り10部を提供する（それ以上の増刷費用は執筆者負担とする）。
- (6) 投稿・執筆要領が順守されていないと編集委員会が判断した場合は、投稿原稿を受理しない。

6. 著作権

- (1) 『広島文教教育』に投稿された論文の著作権は、広島文教大学教育学会に属する。
- (2) 原稿の執筆者が自らの著作物を利用する場合は、広島文教大学教育学会として何ら制限しない。
- (3) 『広島文教教育』の内容は広島文教大学学術情報リポジトリに登録する。登録を希望しない場合は、投稿時に編集委員会まで申し出ること。

5 令和6年度役員

○ 会 長 今崎 浩

○ 副 会 長 田中 崇教 学生1名（教育学科3期）

○ 運 営 委 員 上利 学 佐伯 育郎 田中 崇教 森 哲之 戸井 一宏
武田 千絵 川瀬 瑠美

教 育 3 期 生 大野 愛佳 奥山明日香 吉城寺 涼 柴田 果歩 柴田 晴香

教 育 4 期 生 青木 陽仁 越智 胡都子 坂本 葵唯 板本 大河

教 育 5 期 生 赤川 寛和 埤 友希宏 野坂 孔徳 藤本 萌 山中 昌胤
山本 耕大 牛尾 友紀 横田 陽奈

教 育 6 期 生 未定（6月中に決定予定）

○「広島文教教育」担当 三田 幸司（主担当） 井辺 和杜 川瀬 瑠美（渉外）

○「教育かわらばん」担当 佐伯 育郎（主担当） 長澤 希

○ 学 会 文 庫 担 当 川瀬 瑠美

○ 会 計 川瀬 瑠美

○ 会 計 監 査 上利 学

6 令和6年度活動方針並びに活動計画

(1) 活動方針

研究テーマ「つながる学び」

近年、教育に関する問題が複雑化・深刻化するなかで、大学と学校現場、すなわち理論と実践が密接に「つながる」ことが求められている。また、人と人が「つながる」ことは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、改めて我々に突きつけられた課題であると言える。

今年度は、これまでの活動を継承・発展させることによって、これからの教育の在り方を考える第一歩としたい。

なお、10年会費の納入者が著しく減少しているため、財政立て直しのためにもこれまでの活動を見直すこととする。

(2) 活動計画

① 令和6年度広島文教大学教育学会総会

日時 令和6年5月22日（水）14：05～15：35

場所 広島文教大学1号館大講義室

内容 ・総会行事

・講演 広島文教大学 講師 武田千絵先生

演題 「『UDLの枠組みをベースにした高等学校総合学科の生徒における話すこと
[やり取り] の指導法の工夫について』」

② 第37回研究発表大会 大会テーマ「つながる学び」

日時 令和6年10月26日（土） 13：00～16：30

場所 広島文教大学1号館，2号館大講義室

内容 ・幼児教育・児童教育・中等教育に関する卒業生の実践発表

・講演 学内教員または学外講師を招聘し実施予定

・情報交換会 学内にて実施予定

③ 広島文教教育第39巻発行

④ かわらばん第25号発行→学会HPに記事をアップロードすることへ代える。

⑤ 学会文庫の購入→学会財政の悪化により当面休止

⑥ 学会員の研究支援 研究費の支援、講演会及び研究会開催の支援を行う。

→学会財政の悪化により当面休止

7 令和6年度予算案

【収入の部】

項目	金額	備考
学生会費 学部生（626 人）	317,000	1 年 133 人・2 年 162 人・3 年 170 人・4 年 169 人
学生会費 院生（0 人）	0	所属者なし
一般会費（21 人）	21,000	教育学科教員 21 人
広島文教大学教育学会基金	12,610	教育学科 2 期生による寄付
10 年会費	100,000	前年度実績による納入予測
利子その他	0	
前年度繰越金	25,477	
合計	476,727	

【支出の部】

項目	金額	備考
学会誌印刷費	500,000	文教教育 39 巻（データ版編集、抜き刷り印刷）
学会誌郵送費	150,000	文教教育 38 巻
10 年会費再案内郵送費	10,000	
総会開催費	5,000	5 月開催
研究大会開催費	60,000	10 月開催予定
研修会費	0	
研究支援金	0	
事務費	5,000	封筒、手数料等
教育学会文庫	0	
かわらばん	0	
かわらばん出張費	0	
予備費	0	
合計	730,000	

不足分については、本会の財政状況が安定するまで、広島文教大学学長裁量費より支援を受ける。